

交換留学プログラム

2026年度春学期 出願案内



神田外語大学 (KUIS)
国際戦略部

〒261-0014 千葉県千葉市美浜区若葉 1-4-1
1-4-1, Wakaba, Mihama-ku, Chiba-shi, Chiba, 261-0014 Japan
TEL: +81-43-273-1615
FAX: +81-43-273-1197

Email: international@kanda.kuis.ac.jp

問い合わせフォーム: <https://forms.gle/HyWaMJRkb4SsW6sh6>

Website (日本語): <https://sites.google.com/kuis.ac.jp/intlstu/home-jpn/jp-exchange>

Website (英語): <https://sites.google.com/kuis.ac.jp/intlstu/home-eng/en-exchange>

本学では、交換留学生と私費留学生を受け入れています。

・交換留学 (Exchange)

本学の協定校との交換協定に基づき受け入れる留学です。交換留学生は本学に学費を納める必要がありません。(学費以外に発生する費用は「12. 学費、その他の費用の目安」をご覧ください。)

ただし、本学の協定校より交換留学生としてノミネーションを受けた学生のみ出願することが出来ます。
※プログラムや授業の内容は私費留学と違いはありません。

・私費留学 (Fee-paying)

本学の協定校に在籍する学生のうち、日本に関心を持つ学生が参加することが出来るプログラムです。交換留学の制度外で留学する場合や、受け入れ枠を超過する場合は私費留学となります。

私費留学は交換留学とは異なり、本学に学費を納める必要があります。(費用は「12. 学費、その他の費用の目安」をご覧ください。)

ただし、本学の協定校より私費留学生としてノミネーションを受けた学生のみ出願することが出来ます。
※プログラムや授業の内容は交換留学と違いはありません。

1. プログラム概要

Program 1: 留学生別科日本語日本文化プログラム

・このプログラムの一番の目標は、学生の言語習得を促進し、様々な対話の場面における多様な日本語話者とのコミュニケーションを身につけさせることにあります。日本語を話す方たちが時々クラスに参加しますので、留学生は身につけた言語能力を使用してコミュニケーションを取ることが出来ます。留学生は、自律的に活動し、学習計画を管理することが求められます。コースの内容としては、授業、宿題、プロジェクト、日々の小テストなどがあり、これらを通じて留学生の日本語能力が飛躍的に向上することが期待されます。

・日本語力の基準を満たした学生は、日本語で開講する学部の授業を履修することが出来ます。言語学、通訳翻訳、地域研究、コミュニケーション、ビジネス、国際関係など幅広い選択肢の中から授業を選び、日本人学生を中心とした正規学生とともに受講します。

・英語力の基準を満たした学生は、日本人学生を中心とした正規学生とともに英語で開講する学部の授業を履修することも出来ます。

Program 2: Undergraduate Courses in English

・このプログラムでは、外国語学部またはグローバル・リベラルアーツ学部の英語で開講される授業を中心に履修します。日本研究、アメリカ・イギリス・オセアニア研究、言語学などの授業が受講できます。特に、日本研究の授業が充実しており、日本について深く学びたい学生にも向いています。

・日本語力は必要ありませんが、日本語を学習したことがない学生は、生活日本語のクラスを週2コマ受講します。日本語力がある学生は、日本語の選択科目を週2コマ受講することが出来ます。

※このプログラムは1学期のみの受け入れとなります。Program 1に参加する学生が2学期目にProgram 2に参加することは可能です。

プログラム選択

プログラムは出願時に選択します。

【1学期滞在の学生】

- Program 1 もしくは Program 2

【2学期滞在の学生】

- Program 1 (1学期目) → Program 1 (2学期目)
- Program 1 (1学期目) → Program 2 (2学期目)

※Program 2 (1学期目) → Program 1 (2学期目) という履修はできません。

※Program 2 は2学期続けて登録することはできません。

	Program 1 日本語日本文化プログラム	Program 2 Undergraduate Courses in English
対象	交換・私費（協定校からのみ）	交換・私費（協定校からのみ）
期間	1学期または2学期	1学期 ※Program 1に参加する学生が2学期目にProgram 2に参加することは可能です。
語学要件	<p>留学生別科日本語日本文化科目 なし。ただし、ひらがな、カタカナ、基本的な語い、漢字、表現などを身につけていること。日本語能力試験(JLPT) N5 以上の日本語力があることが望ましい。</p> <p><u>日本語開講学部科目</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 日本語能力試験 N1+日本語レベル 6（証明書の提出が必要） ▪ 日本語レベル 7 <p><u>英語開講学部科目</u>（証明書の提出不要）</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ TOEIC L&R 600 ▪ TOEFL iBT 54 ▪ TOEFL PBT 480 ▪ IELTS 4.5 	<p><u>日本語開講学部科目</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ なし <p><u>英語開講学部科目</u>（証明書の提出不要）</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ TOEIC L&R 600 ▪ TOEFL iBT 54 ▪ TOEFL PBT 480 ▪ IELTS 4.5
履修数	<p>【履修科目数（レベル1~6）】 <u>日本語日本文化科目（必修）</u> 6コマ/週 <u>日本語日本文化科目（選択）または学部科目</u> 1コマ/週 以上</p> <p>【履修科目数（レベル7）】 <u>日本語日本文化科目（必修）</u> 3コマ/週 <u>日本語日本文化科目（選択）または学部科目</u> 4コマ/週 以上</p> <p>【履修科目数（レベル8）】 <u>日本語日本文化科目（選択）または学部科目</u> 7コマ/週 以上</p> <p>※最低履修コマ数：合計7コマ/週</p> <p>【履修上限単位数:】 20単位</p>	<p>【履修科目数】 日本語初学者の方 英語開講学部科目：5コマ/週以上 「生活日本語」：2コマ/週 日本語学習歴のある方 英語開講学部開講科目：5~7コマ/週以上 留学生別科日本語選択科目：0~2コマ/週</p> <p>※最低履修コマ数：合計7コマ/週</p> <p>【履修上限単位数】 20単位</p>
カリキュラム/科目概要	<p>プログラム概要、科目については留学生向けの WEB ページをご確認ください。 https://sites.google.com/kuis.ac.jp/intlstu/home-jpn/jp-exchange/jp-exoutline</p>	<p>プログラム概要、科目については留学生向けの WEB ページをご確認ください。 https://sites.google.com/kuis.ac.jp/intlstu/home-jpn/jp-exchange/jp-exoutline</p>

2. 出願資格

- ・出願は協定校の学生のみ対象です。
- ・出願者は所属大学からノミネーションされる必要があります。
- ・出願者は、最低 12 年間の教育を修了している必要があります。もしくは、交換留学プログラム開始時 18 歳以上であり、かつ 12 年間の教育を受けたものと同等またはそれ以上の学力があることを証明する試験等に合格している必要があります。
- ・神田外語大学での交換留学の期間中に所属大学を卒業しない予定である必要があります。
- ・留学時点で所属大学での学修を少なくとも 1 年間は終えている必要があります。

注意

- ・交換留学生は 1 学期間または 2 学期間在籍することができます。
- ・在籍期間の変更（1 学期間→2 学期間または 2 学期間→1 学期間）は、本学が正当と認める理由のない限りできません。出願の際は気をつけてください。特に、1 学期間在籍した後、次学期に再度出願することは出来なくなりました。

以下の方は、必ずノミネーション前にお知らせください。

過去に在留資格認定者交付申請 (COE) の不交付歴がある場合

- ・COE が発行されない可能性があります。また、手続きに必要な書類が異なります。

日本国籍保持者(二重国籍含む)、および日本語が母語の場合

- ・手続きが異なります。また、日本語が母語の方は受け入れておりません。

過去に日本の大学への留学の経験がある場合(本学以外の大学も含む)

- ・事前に本学までお問合せください。(「18. お問い合わせ」を参照してください。)

3. 基本要件

GPA 要件

なし。ただし、所属大学からのノミネーションが必要。所属大学は、出願者が人物、成績共に優秀であることを保証する。

語学要件

「1. 交換留学プログラム概要」を参照してください。

4. 2026 年度スケジュール（日程は変更になる場合があります）

2026 年度 春学期	来日指定日・入居日	2026 年 3 月下旬～4 月上旬
	オリエンテーション 履修登録（来日後）	2026 年 4 月上旬
	授業期間	2026 年 4 月中旬～2026 年 7 月下旬
	住居退去期限	2026 年 7 月下旬

2026 年度 秋学期	オリエンテーション 履修登録	2026 年 9 月上旬
	別科授業期間	2026 年 9 月中旬～2027 年 1 月下旬
	住居退去期限	2027 年 1 月下旬

5. 出願手続日程

出願手続きの大まかな流れは以下のとおりです。出願前に全体の日程を確認してください。ただし、これらの日程は変更になる可能性があります。

締め切りなど最新の情報は出願ウェブページで確認してください。

<https://sites.google.com/kuis.ac.jp/intlstu/home-jpn/jp-exchange>

	2026 年度春学期
STEP 1: ノミネーション（協定校担当者）	2025 年 9 月 1 日～9 月 25 日
STEP 2: 出願・必要書類のアップロード	2025 年 10 月 1 日～10 月 25 日
住居申請・費用支払い	2026 年 1 月
ビザ申請・その他手続き	2026 年 2 月
来日指定日（指定日に日本に到着する必要があります）	2026 年 3 月下旬～4 月上旬

※日程は変更になる場合があります。

6. 出願方法

出願は、協定校に所属しており、ノミネーションされた方に限ります。選抜およびノミネーションの手続きについては、所属大学の交換留学担当部署にお問い合わせください。志願者自身でノミネーションすることはできません。

【Step 1: ノミネーション】※協定校担当者の方が行ってください。

ノミネーション期間：2025 年 9 月 1 日～9 月 25 日

ノミネーションの前に、ノミネーション可能学生数の確認をお願いいたします。また、ノミネーション入力前に、対象学生が「出願案内」の各書類を読み、理解していることの確認をお願いいたします。

https://sites.google.com/kuis.ac.jp/intlstu/home-jpn/jp-exchange/Spring_2026

【Step 2: 出願・必要書類アップロード】※これ以降の手続きは学生がおこなってください。

出願期間：2025 年 10 月 1 日～10 月 25 日

ノミネーション完了後、ノミネーションされた学生に出願番号と出願方法をメールで送信します。ノミネーションされた学生は、出願期間内に出願してください。

ノミネーションされた学生に出願フォームと書類提出フォームをお知らせしますので2つのフォームに回答してください。以下の書類をダウンロード、記入して、書類提出フォームにアップロードしてください。

アップロード書類

ファイル名は「出願番号_名前」に変更してください。（例：15_Shohei_Ohtani.pdf）

	提出書類	データ形式	備考
1	日本語能力試験の可否結果通知書または証明書	PDF (.pdf)	日本語能力試験の証明書等を持っている場合のみ、合格不合格に関わらず、スコアが載っている証明書を提出してください。 ※N1 レベル合格者は、外国語学部の授業を履修することができます。
2	パスポートのスキャン	PDF (.pdf)	以下の a) と b) の両方のスキャンを1つのファイルで提出してください。 a) 生体ページ（顔写真ページ） b) 日本に出入国した際のすべてのスタンプページ（日本に来たことがある場合のみ）
3	顔写真データ	JPEG (.jpg)	顔写真のデータを提出してください。 ・出願者のみが写っていて影がない ・正面を向き、帽子をかぶらない ・頭の頂点（毛髪を含む）からあごの先まで写っている ・平常の表情で歯が見えていない ・デジタル加工や修正がされていない ・無地の背景 ・明瞭で高画質（ぼやけていない） ・50KB 以下 ・比率 縦4：横3 ・提出の 3ヶ月以内 に撮影 ・ 自分で撮影などをして作成したものは無効です 提出する写真の規格については、以下の出入国在留管理庁のウェブページをご参照ください。 https://www.moj.go.jp/isa/applications/status/photo_info_00002.html
4	Letter of Financial Support 経費支弁書	PDF (.pdf)	ダウンロードして必要箇所に入力したものを印刷し、経費支弁者（本人／家族／その他）の署名をして、スキャンを提出してください。
5	経費支弁者の資産証明書類（英語で記載された原本）	PDF (.pdf)	経費支弁者の資産証明書 以下のうちのいずれか、または該当する全ての証明書を提出してください。 書類は全て日本語または英語である必要があります。日本語または英語以外の言語の場合は、公的機関による翻訳の必要はありませんが、正確な翻訳を添付してください。 提出する証明書 a) 学生本人が支弁する場合；本人名義の銀行残高証明書（日本語または英語） b) 本人以外が支弁する場合；支弁者名義の銀行残高証明書（日本語または英語） c) 奨学金で賄う場合；奨学金受給証明書（日本語または英語） 支弁額の基準（必要とされる資金） 〈交換留学生〉 1 セメスター：500,000 円以上 2 セメスター：1,100,000 円以上 〈私費留学生〉 1 セメスター：1,000,000 円以上 2 セメスター：2,000,000 円以上 証明書について ・日本語、英語以外の証明書は英語の翻訳を添付してください。 ・円建てでなくても問題ありません。 ・残高証明書は銀行が発行する証明書以外は認められません。 ・銀行残高証明書には、銀行名、支店名、発行日、残高合計額、口座名義人氏名が記載されていることを確認してください。 ・奨学金受給証明書は、学生氏名、支給機関名、受給金額、受給期間が記載されていることを確認してください。
6	Comments about the applicant 出願者に関する所見	PDF (.pdf)	Program 1: 出願者の日本語の教員など、出願者の学業についてよく知る教職員に記入をお願いしてください。 Program 2: 出願者の指導教員など、出願者の学業についてよく知る教職員に記入をお願いしてください。
7	学業成績表	PDF (.pdf)	所属大学が発行する直近の英文成績証明書を提出してください。
8	同意書	PDF (.pdf)	同意書の内容をよく理解し、署名して提出してください。
9	結核検査結果	PDF (.pdf)	対象の学生のみ（「入国前結核スクリーニング」を参照）
10	経費支弁者の資産証明に関する追加書類	PDF (.pdf)	対象の学生のみ（「経費支弁者の資産証明に関する追加書類」を参照）

※COEについては、「8. 留学ビザ」の欄をご確認ください。

「重要」入国前結核スクリーニングの開始について

日本政府による「入国前結核スクリーニング」制度が開始されました。これは、日本在留中に結核と診断された外国生まれの患者の出生国のうち多くの割合を占める、フィリピン、ベトナム、インドネシア、ネパール、ミャンマー、中国の国籍を有し、日本に中長期間滞在しようとする者に対して、結核を発病していないことを証明する資料として「結核非発病証明書」の提出を求める制度です。（国籍により、開始の時期が異なります。）

「結核非発病証明書」は、日本に入国するためのビザを申請する際に必要となる在留資格認定証明書（COE）の交付申請時に提出します。本制度の対象者で、合理的な理由なく証明書の提出がない場合、在留資格認定証明書交付申請が不交付処分となりますのでご注意ください。

(1) 対象者

本制度によるスクリーニングの対象者は、次の対象国の国籍を有し、日本に中長期在留者として入国・在留しようとする方です。なお、国籍によって、制度の開始時期が異なります。

対象国：フィリピン、ベトナム、インドネシア、ネパール、ミャンマー、中国

※対象国のうち、インドネシア、ミャンマー、中国については、開始時期未定。

(2) スケジュール

【結核非発病証明書の提出義務付けの期日】

・ フィリピン、ネパール：2025年6月23日以降の在留資格認定証明書交付申請より

・ ベトナム：2025年9月1日以降の在留資格認定証明書交付申請より

※インドネシア、ミャンマー、中国については、開始時期未定。開始が決定され次第、厚生労働省より公表される予定

(3) 結核非発病証明書

「結核非発病証明書」の提出義務付けの期日以降に在留資格認定証明書交付申請を行う場合は、「結核非発病証明書」の提出が必要となります。

「結核非発病証明書」は、対象国内にある日本政府が指定する健診医療機関（医療機関）が発行します。有効期間は原則として、胸部レントゲン撮影の実施日から180日間です。

※本スクリーニングの実施方法および指定医療機関等の詳細については、[入国前結核スクリーニング（特設サイト）](#)を確認してください。

(4) 提出方法

神田外語大学が入学予定者の在留資格認定証明書交付申請（COE申請）を行うので、「結核非発病証明書」の写し（スキャンデータ等）をCOE申請用アップロード書として神田外語大学（international@kanda.kuis.ac.jp）に提出してください。

(5) 注意事項

対象国の出願者は、出願期間までにスクリーニングを受けて、「結核非発病証明書」が発行される必要があります。

・ スクリーニングにかかる費用はご自身で負担してください。

・ スクリーニングを受けてから「結核非発病証明書」が発行されるまでに要する日数・費用は、医療機関によって異なります。医療機関にお問い合わせください。

・ 「結核非発病証明書」の有効期間は、胸部レントゲン撮影の実施日から原則180日間です。

・ 入国後に提示を求められる場合があるため、「結核非発病証明書（本人控え）」は有効期限が切れるまで大切に保管してください。

・ **制度変更の場合などは、対象者に個別連絡をし、追加の案内を行う可能性があります。**

本制度の詳細については、必ず外務省及び厚生労働省のホームページをご確認ください。

・ 外務省ホームページ：[入国前結核スクリーニングの実施について](#)

・ 出入国在留管理庁ホームページ：[【重要】入国前結核スクリーニングの開始予定について（フィリピン、ネパール及びベトナムの国籍を有する方）](#)

・厚生労働省ホームページ：[入国前結核スクリーニング（特設サイト）](#)

経費支弁者の資産証明に関する追加書類

(1) 対象者

在留資格「留学」の在留資格認定証明書交付申請において、出入国在留管理庁が定める[別表](#)掲載国・地域以外の方については、以下の追加書類を提出してください。

対象国：ベトナム、インドネシア等

(2) 追加書類の種別

日本で安定した留学生活を送るためには、十分な資金計画を立てる必要があります。出入国在留管理庁では、入国後に生活困難となるケース等を防止するため、経費支弁能力の確認を重視しています。

- ・以下1～4のすべての資料の原本を準備してください。
- ・原本がインドネシア語・ベトナム語・英語など、日本語以外で書かれている場合は、全て正確な日本語訳も提出してください。出入国在留管理庁は提出された日本語の内容を基に審査を行います。専門家による翻訳である必要はありませんが、正確な日本語訳である必要があります。日本語は原本に記入せずに別用紙で作成し、必ず以下を明記してください。

- ①翻訳日
- ②翻訳者氏名
- ③翻訳者の電話番号
- ④翻訳者の署名

	必要書類	内容	備考
1	経費支弁書 (原本)	日本語で書かれた経費支弁書を提出する必要があります。必ず経費支弁者に署名をしてもらってください。	経費支弁書（日本語）を A4 サイズで印刷をして、経費支弁者による手書きの署名をしてください。
2	経費支弁者と学生 の関係を立証 する資料（原本）	以下のいずれかの公的証明書 ・ 家族戸籍簿等の戸籍に関する証明書 世帯の住所および世帯構成員全員の身分事項や職業等が記載されている頁 ・ 母子関係を証明する出生証明書 ・ 日本語訳を添付してください。	・ 政府、公的機関など発行者の記載、認証があるもの。
3	経費支弁者の預金 残高証明書（原本）	上記1.の経費支弁者書に署名した経費支弁者の銀行口座残高証明書の原本。 残高証明書については、各国政府・中央銀行等において認められた銀行の口座のものである必要があります。 ・ 日本語訳を添付してください。	残高証明書については、各国政府・中央銀行等において認められた銀行の口座のものに限ります。 銀行名、支店名、発行者名、発行者の署名がある原本および日本語訳。
4	経費支弁者の過去1年間の 資金形成経緯を明らかにする資料 (原本)	以下のいずれかの公的証明書 ・ 「3. 経費支弁者の預金残高証明書」に記載されている口座の過去一年間の出入金明細書または預貯金通帳の写し ・ 公的機関の発行した過去1年分の収入証明書・給与明細書または納税証明書 ・ 日本語訳を添付してください。	
5	資産の持ち出し方法を説明する書類	送金が困難である国の出身者については、資産の持ち出し方法を説明する書類も提出してください。	送金が困難である国の出身者

※出入国在留管理庁が、支弁能力不十分と判断する場合、不交付に繋がる可能性があります。

(3) 提出方法：

神田外語大学が[別表](#)掲載国・地域以外の対象者に別途案内します。

提出期限：出願期間まで。

7. 審査・結果通知

書類の不備がある、または提出期限後に到着した応募については、受け付けることができません。出願書類に関して、疑問点がある場合はご連絡します。出願書類をもとに、審査が行われます。結果はそれぞれの出願者にメールで通知されます。審査結果や審査基準については、お答えすることができません。審査の結果、受け入れ可能な方には、ビザ申請のために必要な書類を準備します。書類の一部は出入国在留管理庁が発行しますので、しばらく時間がかかることがあります。

これ以降の手続きについては、追って連絡します。

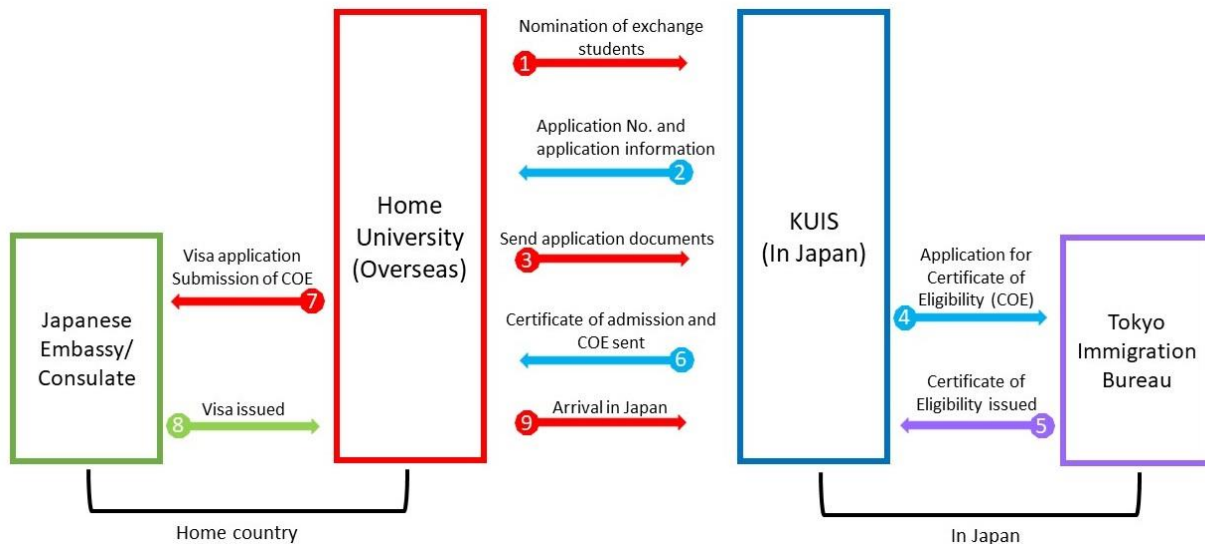
8. 留学ビザ

来日する留学生は、留学ビザを取得しなければなりません。学生自身の責任において、来日前に留学ビザを取得してください。留学ビザの取得には、出入国在留管理庁の発行する在留資格認定証明書（COE）が必要です。神田外語大学では出願者が作成した申請書を基に出願者に代わって COE 申請をします。書類の不備や虚偽の内容などは、COE 発行の遅れにつながるだけでなく、不交付の原因となり得ます。COE 申請書については、正確な書類の提出と期限厳守をお願いします。また、上記以外のさまざまな理由により、出入国在留管理庁が不交付と判断する場合や COE 発行が遅れる場合があります。**本学は COE 発行の遅れや不許可について、一切の責任を負いません。**

出入国在留管理庁より COE が発行されたら、入学許可書などと共に留学ビザ申請に必要な書類をそれぞれの出願者にメールで送付します。COE を受け取ったあとは、日本国大使館または領事館にて留学ビザの申請をしてください。その他に必要な書類についても、事前に大使館または領事館に確認しておいてください。それぞれの国籍による必要な書類については、こちらのウェブサイトを参照してください。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/visa/chouki/visa6.html>

ノミネーションからビザ申請までの通常の流れについては、以下のチャートを参考にしてください。留学ビザについてのより詳しい情報は、今後お知らせします。



9. 帰国勧告と成績・出席率について

日本の出入国在留管理庁において、留学の在留資格を有する留学生は良好な成績や高い出席率が求められています。プログラム開始後、成績不振もしくは出席率が 80%に満たない状況が続く場合、所属大学の交換留学担当者に連絡のうえ、プログラム中の帰国を勧告する可能性があります。

10. 保険

神田外語大学の交換留学生は、以下の a), b), c) の保険への加入が義務付けられています。

詳細は来日後オリエンテーションで案内します。

a) 国民健康保険（国保）

3ヶ月以上日本に滞在するすべての留学生は、国民健康保険への加入が義務付けられています。病院や診療所での治療費の70%が国民健康保険でカバーされます（美容整形等を除きます）。保険料はコンビニエンスストアなどで現金で支払います。支払いは毎月現金で行い、年間保険料の見込み合計は18,000円です。

b) インバウンド保険

他者に障害を与えた場合や他者の所有物を破損した場合の損害賠償や滞在中の医療費に対する保険です。示談交渉サービスも含まれています。保険料は1学期の場合約10,000円、2学期の場合約14,000円です。

c) 海外旅行保険

(a) (b) の保険は日本に来てから加入して頂きます。日本への渡航中の事故や、救援費用についてはカバーされません。日本滞在中の重大な病気やケガに対応するため、**来日前に自国で海外旅行保険に加入してください**。海外旅行保険は、傷害死亡、傷害後遺障害、疾病死亡、治療・救援費用、賠償責任、生活用動産、緊急渡航費用、遺体搬送費用などが含まれている包括契約を選択してください。

その他、神田外語大学が紹介する物件に入居する場合は必要に応じた保険に加入いただきます。

11. 住居

交換留学生・私費留学生は、学生寮やアパートに滞在することができます。詳細は後日出願者にお知らせされます。

また、以下のファイルの条件を満たし誓約書を提出すればご自身で探したアパートなどに滞在することもできます。

[条件・誓約事項について](#)

12. 学費、その他の費用の目安

- ・学費（交換留学生は免除）、住居費、住居の初期費用、インバウンド保険は来日前に一学期分を一括で支払う必要があります。
- ・支払い方法はクレジット・デビットカードもしくは銀行送金となります。
- ・航空券や海外旅行保険を含む、その他の個人的費用に関しても、学生の負担となります。

来日前に一括で支払いが必要なもの

	費用	備考
入学金	交換留学生 免除	
	私費留学生 50,000 円	※1 学期目のみ。
学費	交換留学生 免除	
	私費留学生 400,000 円／学期	※2 学期留学の方は 800,000 円です。
住居	春学期 250,000～350,000 円／学期 水道光熱費、インターネット代込み ※家賃は変更になる場合があります。	+初期費用別途 (およそ 80,000-170,000 円)
	秋学期 350,000～450,000 円／学期 水道光熱費、インターネット代込み ※家賃は変更になる場合があります。	+初期費用別途 (およそ 80,000-170,000 円)
インバウンド保険	およそ 10,000 円／学期	
合計	交換留学生：およそ 300,000～500,000 円／学期 私費留学生：およそ 750,000～950,000 円／学期	
支払期日	春学期分：2025 年 12 月頃 秋学期分：2026 年 5 月頃 ※（詳細は別途お知らせします。）	

来日後、都度支払いが必要なもの

	費用	備考
食費・生活費	およそ 50,000 円／月	※寮・アパートともに食事はついていません
教材	およそ 20,000 円／学期	
国民健康保険	およそ 2,000 円／月	※日本に居住する人は法律で加入することが義務付けられています。

13. 銀行口座・アルバイト

入国したばかりの外国人が日本で銀行口座を開設することを断られることが多くあります。日本でアルバイトをする場合は、給与を受け取るために銀行口座が必要になります。銀行口座を開設する場合は、個人でゆうちょ銀行(Japan Post Bank)などで開設してください。在留資格によって働ける時間が制限されているため生活費をアルバイトで賄うのは難しいと考えてください。

14. 奨学金

神田外語大学では留学生の生活や勉学のため、選考に合格した対象となる留学生に奨学金を支給しています。申請は、プログラム開始前に案内します。

【交換留学生生活支援奨学金】

1. 受給資格

- (1) 神田外語大学に交換留学生として在籍する者

- (2) 以下の国・地域の協定校に所属している者
- (3) 成績（所属大学・本学ともに）・人物ともに優秀である者
- (4) 経済的に日本での学業継続が困難である者
- (5) 神田外語大学の国際交流事業等への関心を持ち、積極的な参加及び協力が可能な者
- (6) 日本学生支援機構、日本台湾交流協会、または交換留学生交流員奨学金を除く神田外語大学が支給するその他の奨学金を受給していない者
- (7) 別途定める受給条件を満たす者（出欠率等）

—対象の国地域

インドネシア、ベトナム、タイ、マレーシア、メキシコ、ブラジル、アルゼンチン、パラグアイ

2. 受給金額：月額3万円

【交換留学生交流員奨学金】

以下の条件を満たし、学期開始前に行われる選考に合格した学生を対象とした奨学金です。

1. 受給資格

- (1) 神田外語大学に交換留学生として在籍する者
- (2) 以下の言語の母語話者である者
- (3) 成績（所属大学・本学ともに）・人物ともに優秀である者
- (4) 経済的に日本での学業継続が困難である者
- (5) 神田外語大学の国際交流事業等への関心を持ち、積極的な参加及び協力が可能な者
- (6) 神田外語大学が実施する本奨学金の選考に合格した者
- (7) 日本学生支援機構、日本台湾交流協会、または交換留学生生活支援奨学金を除く神田外語大学が支給するその他の奨学金を受給していない者
- (8) 本学が管理する交流員活動に従事する者
- (9) 別途定める受給条件を満たす者（出欠率等）

—対象言語

中国語、韓国語、インドネシア語、ベトナム語、タイ語、スペイン語、ポルトガル語

2. 受給金額：月額2万円

15. 健康・メンタルヘルス

1. 日本での治療が必要な身体的、精神的な持病や既往症、入院歴がある場合、必ず事前に神田外語大学まで連絡してください。症状によっては、日本での診察や治療が難しい場合があります。また、必ず主治医の診断書を事前に提出してください。
2. 服用している薬がある場合、十分な量を自国から持参してください。また、その薬が日本で手に入るか、事前に必ず確認してください。ただし、多くの場合、自国で処方されているものと全く同じ薬は日本では手に入りません。自国から薬（特に処方せん薬）を持ち込むには、事前に申請する必要がある可能性があります。また、服用している薬の詳細を説明する書類を主治医に発行してもらってください。詳細については、厚生労働省の情報を確認してください。
<https://www.mhlw.go.jp/english/policy/health-medical/pharmaceuticals/01.html>
3. 身体的、精神的症状により、日本での生活が不可能と KUIS が判断した場合、受け入れができない、即時本国に帰国しなければならない場合があります。
4. KUIS では、日本語または英語でカウンセリングを受けられるカウンセラーが在籍しています。

16. 学習上の配慮

1. 学習上の配慮が必要な学生は、学期開始前に配慮状況について説明していただくために、所定の書類を派遣元大学からの正式な書面とともに本学に提出しなければなりません。これらの書類提出は選考には影響ありませんが、支援が受けられることを確約するものではありません。詳細については、来日前手続きの段階で神田外語大学より案内します。
なお、科目（留学生別科／各学部）によっては適用されない、または支援内容が異なる可能性があります。

2. 派遣元大学と同等の学習支援を受けることができない可能性があります。学習支援の内容については、神田外語大学の規定に従います。

17. 個人情報

学内の個人情報保護ガイドラインに則り、収集した情報については、入学手続き、住居手配、入学後の管理業務のみに使用され、その他の目的には使用されません。ただし、広報活動等に使用する場合、別途依頼する場合があります。

18. お問い合わせ

出願手続きについてのお問い合わせは、所属大学の交換留学担当者にお問い合わせください。その他の COE、住居、学費、健康、学習上の配慮のことについては以下の問い合わせフォームからお問い合わせください。

神田外語大学交換留学生問い合わせフォーム：

<https://forms.gle/HyWaMJRkb4SsW6sh6>